

～消費者注意情報～

夢のタレントデビュー！・・・ライブチケットは自分で購入？
～タレント・モデル契約の中途解約に関するトラブルが増えています～

(平成27年4月22日)

相談事例 <オーディション合格！すぐに歌手になれる、と思ったら・・・>

「タレントの仕事に興味はないか」と街で声をかけられた。音楽の仕事に興味がある、と答えたところ、音楽スクールのオーディションを受けることを勧められ、簡単なやりとりだけですぐに合格となった。そのスクールからは、「毎月のレッスン代は無料でよいが、すぐにライブに出演してもらおう。ライブのチケットは出演者が買い取ることとなっている。チケットは自由に販売してよい」と言われ、1枚数千円のライブのチケットを10枚購入させられた。

指定されたライブに出演したが、友人等にチケットを勧めることができるような内容のものではなく、無料レッスンも満足できる内容ではなかったため解約を希望したが、今後1年間分のチケット代は解約しても負担しなければならない、といわれた。解約しても負担しなければならないか。(20代 女性)

ココに注意！・・・東京都消費生活総合センターからのアドバイス**★ スカウトされても冷静に。オーディションに合格しても慎重に！**

街中でのスカウトだけでなく、SNSなどを通じて、モデルやタレントの所属事務所への登録を勧誘されることがありますが、タレント事務所への所属と同時に、高額な写真撮影代やレッスン受講料の負担を求められることがあるようですので、冷静に対応しましょう。

また、タレントを目指す人にとって、オーディションの合格はうれしいものです。しかし、芸能界で成功するのは、ほんの一握りの人である、という厳しい現実にも冷静に目を向け、契約する前には家族等に相談するなど、慎重に判断しましょう。

★ 中途解約の条件にも注意！

モデルやタレントの事務所に所属しても、思ったように仕事が入るわけではなく、また、期待したようなレッスン等を受けられない可能性もありますが、契約期間中に解約しようとしても、高額な解約料を請求されることがあります。契約書に記載された解約の条件をよく確認し、納得したうえで契約するようにしましょう。

★ 消費生活センターにご相談ください！

解約に関して、事業者から損害賠償を求められたり、少額訴訟を提起される場合もあるようです。解約料について納得ができなかったり、不審な点がある場合には、消費生活センターにご相談ください。

東京都消費生活総合センター
03-3235-1155(相談専用電話)

<悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください>

すでに解決してしまった消費者相談情報や、窓口で相談するほどでもないけど困った経験をしたことがあるなどの情報をお寄せください。 <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsuho/honnin-form.html>

寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、啓発につながります。